

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成17年6月30日（国・地方公共団体等については平成17年9月30日）現在の申告及び処理（更正・決定等）による事績を示したものである。消費税は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（事業として対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供）及び保税地域から引き取られる外国貨物に対して課税される。

2 消費税の税率等

- (1) 国内において事業者が事業として対価を得て行われる資産の譲渡、貸付け及び役務の提供 } 4%
- (2) 保税地域から引き取られる外国貨物

（注1） 地方消費税は消費税額を課税標準とし、その税率は25%（消費税率に換算すると1%相当）とされているので、消費税と地方消費税とを合わせた税率は5%となる。

（注2） 平成元年4月1日から平成9年3月31日までの取引及び税率に関する経過措置の適用があるものについては3%。

3 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等（国内取引分）

(1) 納税義務の免除

基準期間の課税売上高が1,000万円（平成16年3月31日以前に開始した課税期間にあつては3,000万円）以下の事業者は納税義務が免除される。

なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者となる。

（注） 基準期間のない法人（社会福祉法人を除く）のうち、その事業年度開始の日における資本または出資の金額が1,000万円以上の法人については納税義務は免除されない。

(2) 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が5,000万円以下（平成16年3月31日以前に開始した課税期間にあつては2億円以下）の事業者は、課税売上高だけから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。

（算式） 納付税額＝課税期間の課税売上高×4%×（1－みなし仕入率）

4 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目		調 査 方 法
		件 数	税 額	
7 消費税				全 数 調 査
(1) 課税状況	個人事業者・法人別	○	○	
(2) 課税事業者等届出件数	届 出 種 類 別	○		
(3) 累年比較	個人事業者・法人別	○	○	
(4) 税務署別課税状況及び課税事業者等届出件数	申 告 ・ 届 出 種 類 別	○	○	
イ 個人事業者				
ロ 法人				
ハ 個人事業者と法人の合計				